

公益財団法人 日本サッカー協会  
2020年度 第6回理事会

決議事項

1. 新型コロナウイルス感染症対策 JFA サッカーファミリー支援事業の件

新型コロナウイルスによる影響が日本サッカー界に広範に及ぶ中、選手のサッカー活動を支える指導者や審判、役職員、そして、クラブや施設等は存続の危機にある。日本サッカー界の先人たちが長年をかけて築き上げてきたサッカーを楽しむための環境は、今回の危機にあつて、一度手放してしまえば、その復旧に多くの時間を要することと考えられる。こうしたサッカーを楽しむための環境こそが、日本サッカー界の最も重要な財産の一つであり、それを守ることは JFA の理念の具現、そして、日本サッカーの普及・育成・強化の観点でも重要であると考えられる。そこで、「JFA サッカーファミリー支援対策本部」を立ち上げ、以下の通り、サッカーファミリーに対する支援事業を展開したい。

(1) 支援事業と対策本部

事業名 新型コロナウイルス感染症対策 JFA サッカーファミリー支援事業  
スローガン GOALS beyond COVID-19 ～この危機を、ともに乗り越える～  
対策本部名 JFA サッカーファミリー支援対策本部

(2) 事業骨子

- ①相談窓口設置
- ②財政支援 (JFA 直接支援)
- ③現状調査
- ④登録料免除
- ⑤寄付金口座の創設ほか
- ⑥情報発信
- ⑦FIFA・国際対応
- ⑧その他 (政府対応、医療機関支援等)

(3) 第1次サッカーファミリー財政支援事業 (融資型) の実施

上記 (2) の「②財政支援 (JFA 直接支援)」の具体的な施策として、新型コロナウイルスの影響で財政的な課題を抱えているクラブ (チーム) 等を対象とした財政支援事業 (第1次サッカーファミリー財政支援事業 (融資型)) を実施したい。なお、これに伴い、「第1次サッカーファミリー財政支援事業 (融資型) 規程」を定める。

(4) 第1次サッカーファミリー財政支援事業 (融資型) の審査機関 (審査特別委員会) の設置制度に基づく、申請案件の融資決定のための審査機関として、以下の委員から構成する審査特別委員会を設置し、理事会で承認された予算枠の中で、審査特別委員会により、審査・融資決定を行いたい。

【サッカーファミリー財政支援事業審査特別委員会 委員構成】

- 田嶋幸三 (会長) . . . 委員長
- 須原清貴 (専務理事/財務委員長)
- 植田昌利 (常務理事/ (公財) 東京都サッカー協会副会長兼専務理事)
- 徳田 康 (理事/ (公財) 愛知県サッカー協会専務理事)
- 里崎 慎 (外部有識者/デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーー合同会社  
スポーツビジネスグループ ヴァイスプレジデント)
- 佐藤太郎 (監事)

湯川和之（事務総長）

(5) 登録料免除について

上記(2)の「④登録料免除」の具体的な施策として、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮している選手を対象とし、2020年度のJFA選手登録料を免除することとしたい。

(6) 寄付金口座の開設、使途、配分方法の決定

上記(2)の「⑤寄付金口座の創設ほか」の具体的な施策として、新型コロナウイルスに関するサッカーファミリー間の相互支援の仕組みの一つとして、以下の通り、寄付金口座を開設したい。

- ・ 口座：みずほ銀行 渋谷支店
- ・ 名称：新型コロナウイルス感染症対策 JFA サッカーファミリー支援金

【寄付金の使途】

- ・ JFAが行う「新型コロナウイルス感染症対策 JFA サッカーファミリー支援事業」
- ・ その他、JFAが行う新型コロナウイルス感染症関連の9地域/47都道府県サッカー協会、リーグ、連盟等への支援

【寄付金の配分方法の決定】

- ・ JFA 理事会

(7) 協会納付金の免除

2020年シーズン（原則的に2021年3月31日未までに開催される競技会）に限り、『加盟団体規則』に定める、JFA主催以外の有料競技会を開催する場合の、主催者による入場料収入の3%相当額のJFAへの納付を定めた「協会納付金」を免除することとしたい（JFAが主催、共同主催又は後援する有料競技会においても同様）。

(8) 本事業の位置づけ

一連の「新型コロナウイルス感染症対策 JFA サッカーファミリー支援事業」は、『定款』の第4条（事業）に定める「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」、そして、JFAの公益目的事業として「災害復興支援事業」の一環で実施する。

(9) その他

今回の新型コロナウイルスの影響は、グラスルーツのクラブに限らず、Jリーグやなでしこリーグ、Fリーグ等のリーグや連盟組織、そして、その加盟クラブ、更には都道府県サッカー協会や9地域サッカー協会などにも及んでいる。こうした連盟や協会組織への対応は、別途、6月以降の理事会で協議する。

2. 暴力等根絶相談窓口運用規則改正の件

(決議) 資料1

暴力等根絶相談窓口規則を改正する。

通報への対応の質の向上や業務効率化等を図るため、窓口業務の一部を外部の専門会社に委託することに伴い、内容を変更するもの。また、各種手続き等に関して適正化を図る。なお、規則等管理規則に従い、細則へ変更する。

3. 審判委員会 部会設置の件

「各種委員会組織運営規則」第10条に基づき、審判委員会に以下の部会を新設し、また既設の部会の名称を変更したい。

- (1) 新設する部会：審判委員会 資格・登録・競技規則部会  
 所管事項：登録審判員・指導者の成長に必要な情報発信の推進と競技規則の普及
- (2) 名称変更する部会：  
 変更前) トップレフェリー部会  
 変更後) Jリーグ審判部会

※以下の部会は継続する

指導者部会、レフェリーデベロプメント部会、女子部会、フットサル&ビーチサッカー部会

#### 4. 医学委員会 部会設置の件

「各種委員会組織運営細則」第10条に基づき、医学委員会に次の2つの部会を新設したい。

- (1) 新設する部会：医学委員会サーベイランス部会  
 所管事項：・外傷障害予防を目的としたサーベイランス実施に関する事項  
 ・選手に健康被害を及ぼすリサーチに関する事項  
 部会長：武富 修治（たけとみ しゅうじ）
- (2) 新設する部会：医学委員会スポーツ救命部会  
 所管事項：救急救命に関する事項  
 部会長：武田 聡（たけだ さとし）

※以下の部会は継続する

Jリーグチームドクター部会、アンチ・ドーピング部会、栄養サポート部会

#### 5. 施設委員会 部会設置の件

「各種委員会組織運営規則」第10条に基づき、施設委員会に以下の4つの部会を新設したい。

- (1) 新設する部会：芝生化部会  
 所管事項：芝生化の推進に関する取り組み  
 - ポット苗方式芝生化モデル事業を通じた芝生化の推進、維持管理に関する技術研究
- (2) 新設する部会：サッカー環境整備推進部会  
 所管事項：サッカー環境の整備に関する取り組み  
 - サッカー場整備を推進する助成制度を始めとした取り組みの検討  
 - 年間を通じてサッカーが楽しめる環境づくりのための調査研究
- (3) 新設する部会：スタジアム部会  
 所管事項：スタジアム整備に関する取り組み  
 - 今後のスタジアム整備推進に関する方針の検討
- (4) 新設する部会：NTC 連携部会  
 所管事項：ナショナルトレーニングセンターとJFA 夢フィールドの連携に関するあり方の検討

#### 6. 各種委員会 委員選任の件

## (決議) 資料2

各種委員会の委員を別紙の通り選任したい。

<参考>

定款

第42条（各種委員会）

この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。

2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

各種委員会組織運営規則

第4条（組織及び委員）

各種委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 各種委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び都道府県サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。